

マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応について

何らかの事情でその場で資格確認を行えないケース

- マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行った際に、資格確認端末において、「資格（無効）」、「資格情報なし」と表示される場合。
- 顔認証付きカードリーダーや資格確認端末の故障。
- 患者のマイナンバーカードが使用できない場合（カードの券面汚損、ICチップの破損、カードに搭載されている利用者証明用電子証明書の有効期限切れ）。
- 停電、施設の通信障害、広範囲のネットワーク障害など。
- その他、発熱外来等で受付導線を分ける場合など。

（１）資格確認について

- 患者が健康保険証を持参している場合は、健康保険証にて確認する。
- スマホ等でマイナポータルの被保険者資格情報の画面を提示してもらい確認する。
- 患者に被保険者資格申立書を可能な範囲で記入、提出してもらう。

ただし、過去の受診歴から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合、被保険者資格申立書の提出があったものと取り扱うことができる（被保険者番号等の情報がわかり次第、必ず医療機関に知らせるよう伝える）。

- システム障害時モード又は目視モードにて確認する。

（２）窓口負担について

- （１）により資格確認を行った場合には、医療機関等の窓口負担として、患者の自己負担分（3割分等）の支払を求める。
- 患者がマイナンバーカード、健康保険証のいずれも持参していない場合や、有効な健康保険証の交付を受けておらず、マイナンバーカードによる資格確認を行うこともできない場合には、医療費の全額（10割）を請求することが基本となるが、再診で過去の受診歴や患者の身元が分かる場合などは、従来通り、個々の医療機関の判断で、3割分等の支払を求めるなど柔軟な対応を行う。

※70歳以上等の患者について、患者の申立てに基づく割合で一部負担金を受領した場合、実際の負担割合が異なっていたとしても、負担割合相違によるレセプト返戻は行わないことを基本とする。

(3) 診療報酬の請求について

※以下、令和5年7月10日付け保発0710第1号厚生労働省保険局長「マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応について」を、「保険局長通知」とする。

① 現在の資格情報を確認できた場合（保険局長通知3.（1）又は（2））

保険者等番号	患者への確認によって得られた保険者等番号及び被保険者等記号・番号を記録する。
被保険者等記号・番号	
摘要欄	
請求時期	通常通り請求する。（特別な取扱いはない）

② ①が困難な場合、「資格（無効）」画面に表示された喪失済みの資格や、過去の受診歴等から確認した資格情報（旧資格情報）を確認できた場合（保険局長通知3.（3））

保険者等番号	「資格（無効）」画面に表示された喪失済みの資格や、過去の受診歴等から確認した資格情報（以下「旧資格情報」という。）に基づく保険者等番号及び被保険者等記号・番号を記録する。
被保険者等記号・番号	
摘要欄	「旧資格情報」である旨、記録する。
請求時期	通常通り請求する。（特別な取扱いはない）

記録した資格情報が旧資格情報であっても、レセプト振替機能を活用して、医療機関等へ明細書を返戻することなく新たな保険者等に対して医療費請求を自動的に振り替えることとなる。

ただし、

- ・明細書の請求の時点で新たな保険者等からデータ登録がなされていない場合
- ・医療保険・公費併用請求又は高額療養費等の場合

については、レセプト振替を行うことができないため、一旦請求してもレセプトは返戻されるが、③の方法により、請求することが可能。

③ ①・②いずれも困難である場合

（被保険者資格申立書の提出があった患者について、事後的に医療機関等に対して被保険者等記号・番号等の提出がなかった場合で且つ医療機関等から患者へ確認を行った上で、①及び②に該当しない場合（保険局長通知3.（4））

保険者番号	「77777777（8桁）」を記録する。
被保険者証の「記号」	記録しない。
被保険者証の「番号」	「77777777（9桁）」を記録する。 ※後期高齢者医療の場合は「77777777（8桁）」を記録する。
摘要欄	<p>●摘要欄の先頭に「不詳」を記録する。 （紙レセプトの場合は、上部欄外に赤字で「不詳」と記載する）</p> <p>●「不詳」の下段に、被保険者資格申立書に記載された</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者のカナ氏名、 ・保険者等名称、 ・事業所名、 ・住所（複数存在する場合は全て）、 ・連絡先、 ・患者への連絡（被保険者等記号・番号について医療機関から患者への確認）を行った日付 <p>を記録する。</p>
請求時期	<p>令和5年9月の請求から可能。</p> <p>保険局長通知以降に被保険者資格申立書を記入した患者であって、「不詳」として請求する場合は、令和5年8月には請求せず、令和5年9月以降に請求すること。</p>

※保険者等の診療報酬等の支払について※

審査支払機関側で、患者の受診時の加入保険者等を可能な限り特定し、その保険者等が診療報酬等を負担する。保険者等を特定することができない場合には、災害等の際の取扱いに準じ、各保険者等で、当該医療機関等に対する診療報酬等の支払実績に応じて診療報酬等を按分して支払うこととなる。